

1. 武蔵野市の教育の動き

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野
明治	5	9	学制の制定		
	6			四か村に学舎設立(吉祥寺村:研礎学舎、西窪村・関前村:三省学舎、境村:栄境学舎)	
	8			学舎の名称を改称(研礎学舎を吉祥寺学校へ、三省学舎を三省学校へ、栄境学舎を境学校(後に隆明学校)へ)	
	22	4	武蔵野村発足		
	26			学校名を改名(吉祥寺学校を吉祥寺尋常小学校へ、三省学校を三省尋常小学校へ、隆明学校を隆明尋常小学校へ)	
	41	4		三省尋常小学校を廃止し、武蔵野高等小学校を創立	
	44	4		学校名を改名(吉祥寺尋常小学校を武蔵野村第一尋常小学校へ、隆明尋常小学校を武蔵野村第二尋常小学校へ)	
大正	13	4		私立武蔵野学園創立 私立成蹊学園が池袋より移転	
昭和	2	4		私立関東中学(旧制)(現聖徳学園高等学校)創立	
	3	11	町制施行		
	4	10		私立帝国美術学校(現武蔵野美術大学)創立	
	5	4		武蔵野町第三尋常小学校創立	
	7	2		私立井之頭学園女学部(現藤村女子中学校・高等学校)創立	
	10	9		町立武蔵野青年学校創立	
	12	3		私立日本獣医学校(現日本獣医生命科学大学)が目黒より移転	
	16	4		私立興亜専門学校(現亜細亜大学)創立	
		9		武蔵野町第四国民学校創立	
	17	9		府立武蔵高等女学校(現都立武蔵高等学校)が中野より移転	
	21	4		私立帝国第一高等女学校(現吉祥女子中学校・高等学校)が大久保より移転	
		8			町立図書館開設
	22	4		町立武蔵野第一中学校創立	
		11	市制施行		
	23	2		学校給食開始	
11				社会学級開設	
24	4		市立武蔵野第二中学校創立		

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野	
昭和	24	10		武蔵野市公立学校教育研究会(現武蔵野市立小中学校教育研究会)発足	市営総合グラウンド開設	
	26	4		市立大野田小学校、市立境南小学校、市立武蔵野第三中学校創立 教育心理相談部開設(市立大野田小学校)		
	27	1				成人学校開設
		4			市立本宿小学校創立	
		11	武蔵野市教育委員会発足			
	28	4			市営プール開設	
	29	4			市立関前小学校創立	
		6				青年学級開設
	30	1				成人祭(現未来をひらくはたちのつどい)開催
		3				社会教育委員設置
		4			市立井之頭小学校、市立境北小学校創立	
	32	7				婦人学級開設
		11	市制施行10周年			
	36	4				武蔵野市PTA連絡協議会発足
		6			市立小・中学校の校名を改名(武蔵野市立武蔵野第一小学校を武蔵野市立第一小学校へ)	
	39	1	武蔵野公会堂完成			
	40	2				家庭教育学級開設
		4				市民スポーツデー開始
	41	9			市立桜堤小学校創立	老壮大学(現いきいきセミナー)開設
	42	4			市立関前小学校の校名を市立千川小学校に改名	
		5				読書の動機づけ指導開始
		6			桜堤共同調理場の設置	
		11	市制施行20周年			
	43	9				旧市立第二小学校を改築し、市民会館を開館
44	10			中学校牛乳給食開始		
45	4			難聴学級(こだま学級)開級(第三小学校)	文化財保護委員設置	
46	4			市立関前南小学校創立 市立第六中学校創立		
46	10	武蔵野市基本構想・長期計画策定				

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野
昭和	47	1			武蔵野市老壮連合会発足
		7			むさしのジャンボリー開始
	48	4		市立境幼稚園創立 病虚弱学級(いとすぎ学級)開級(市立境南小学校)	
		5		肢体不自由学級(いぶき学級)開級(市立千川小学校) 障害幼児学級(べこのこ学級)開級	
		7		姉妹都市利賀村との教育交流開始	
	49	4		病虚弱学級(いとすぎ学級)開級(市立第六中学校)	
	51	4		情緒障害学級(こぶし学級)開級(市立境北小学校)	
	52	4		肢体不自由学級(いぶき学級)開級(市立第四中学校)	
		11	市制施行30周年		
	55	4		精神薄弱学級(けやき学級)開級(市立境南小学校)	
	56	2	武蔵野市第二期基本構想・長期計画策定		
	57	1			東町市民図書室開設
		5			市立西部図書館開館
	58	9			本町図書室開設
	59	4		難聴学級(エコールーム)開級(市立第一中学校)	
		10			改築により、現市民会館を開館
		11	(財)武蔵野文化事業団設立		
	62	5			学校施設開放開始
11		市制施行40周年		市立吉祥寺図書館開館	
63	4		肢体不自由学級(いぶき学級)休級(市立第四中学校)		
	10			武蔵野市芸術文化協会発足	
平成	1	4	教育委員会事務局の機構改革 (学校教育部と生涯学習部の設置)	訪問相談室(ガイダンスルーム)開設 市立中学校1年生40人学級の開始	
		9		ランチルーム設置(市立第五・境南・本宿小学校)	(財)武蔵野スポーツ振興事業団設立
		11			市立武蔵野総合体育館竣工
	2	4		肢体不自由学級(いぶき学級)の開級(市立第四中学校) 教育センターワールド教室開設	
		10			第1回武蔵野市民大運動会開催(～平成19年)
	3	4		肢体不自由学級(いぶき学級)の移転(市立大野田小学校) 帰国児童・生徒、在日外国人の相談指導の開始 市立小・中学校全学年40人学級の開始	

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野
平成	3	7		肢体不自由学級(いぶき学級)の移転(市立第四中学校)	
	4	3	「武蔵野市教育史」刊行		
		10			市立学校施設の開放に関する条例施行
		12		市立小学校図書室開放の開始	
	5	2			武蔵野地域学長懇談会の発足
		3	武蔵野市第三期基本構想・長期計画策定		
		4		肢体不自由学級(いぶき学級)閉級(第四中学校)	
		10		市立千川小学校新校舎建設着工	
	6	7			五市行政連絡協議会構成市の「図書館相互利用」開始
		10			武蔵野地域五大学共同講演会開始
	7	3		市立千川小学校校舎棟落成	
		4		セカンドスクール市立小学校13校全校で実施	市立中央図書館開館
	8	3		市立桜堤小学校、市立境北小学校閉校	
		4		市立桜野小学校創立 セカンドスクール市立中学校6校全校で実施	
		5			第1回東京国際スリーデーマッチ開催(～平成17年)
		10		市立千川小学校体育館棟落成 情緒障害学級(こぶし学級)移転(旧桜堤小学校)	
	9	7			武蔵野地域五大学共同教養講座開始
		11	市制施行50周年	精神病弱学級(いづみ学級)閉級	
	10	4		肢体不自由学級(いぶき学級)開級(市立第四中学校)	
	11	9			武蔵野市寄付講座開始
	13	3		市立小・中学校全校でISO14001の認証を取得	東町市民図書室・本町図書室閉室
		4		肢体不自由学級(いぶき学級)休級(市立第四中学校)	
		5			土曜学校(学校週五日制対応事業)試行
	14	4	教育委員会事務局の機構改革 (学校教育部と生涯学習部を廃止し、教育部を設置)	学校完全週5日制の開始	武蔵野ストリートスポーツ広場の設置 むさしのブックスタート開始 土曜学校(学校週五日制対応事業)本格実施
		5			図書館運営委員会設置

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野
平成	15	4			武蔵野地域自由大学開学 武蔵野市図書交流センター設置
		8			新潟県小国町に愛蔵書センター開館
		10		市立大野田小学校校舎改築工事着工	
		11		農山漁村の豊かな自然を活かす体験教育推進フォーラム開催	
	16	8			遠野市家族ふれあい自然体験開始
		11		セカンドスクール10周年記念フォーラム開催	
	17	3		市立大野田小学校校舎改築新校舎棟落成	がんばれ小国ブックリサイクル開催(10月に第2回を開催)
		4		教育支援センター開設 市立大野田小学校パブリックアート完成	
		9		学校ピオトープを市立小学校12校全校に整備 プレセカンドスクール市立小学校12校全校で実施	
	18	12			子ども文芸賞創設
	19	1			成人式を実行委員会方式により開催
		4	教育委員会事務局の機構改革 (教育支援課の設置)	情緒障害等通級指導学級(はなみずき学級)開級(市立第四小学校) 学習支援教室の開始 全小中学校で臨床心理士による派遣相談を開始	
		11	市制施行60周年		
	20	3	武蔵野市第四期基本構想・長期計画調整計画策定		
		4	教育委員会事務局の機構改革 (武蔵野プレイス(仮称)開設準備室の設置)		
		11		市立第二中学校で完全給食開始	
	21	1		市立第一中学校で完全給食開始	
		4		武蔵野市特別支援教育推進計画の策定 個別支援教室モデル事業の開始(市立大野田小学校、市立千川小学校、市立井之頭小学校)	武蔵野市スポーツ振興計画の策定
		11		市立第三中学校・市立第五中学校で完全給食開始	
	22	1		市立第六中学校で完全給食開始	
3			武蔵野市学校教育計画の策定 一般財団法人 武蔵野市給食・食育振興財団設立		

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野	
平成	22	4		市立第四中学校で完全給食開始 肢体不自由学級(いぶき学級)開級(市立第四中学校) 桜堤調理場の調理業務を一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団に委託 特別支援教室モデル事業の拡充(市立第二小学校、市立境南小学校) SSW(スクールソーシャルワーカー)を1名配置	(財)武蔵野スポーツ振興事業団を(財)武蔵野生涯学習振興事業団へ改組 武蔵野市生涯学習計画の策定 武蔵野市図書館基本計画の策定	
		6			小国愛蔵書センター閉鎖	
		8				スポーツ祭東京2013武蔵野市実行委員会設立
		9			学校情報システム導入(全18校)	
		10			市立桜野小学校で単独調理方式開始	
	23	3				西部図書館閉館
		4			北町調理場、単独調理校(4校)の調理業務を一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団に委託	(財)武蔵野生涯学習振興事業団の公益財団法人への移行
		7				武蔵野プレイス開館
		9			情緒障害等通級指導学級(こぶし学級)移転(市立第二中学校)	
	24	1	第五期長期計画策定			
		3			市立境幼稚園閉園	
		10			第四中学校 本校舎エレベーター設置	
	25	4			個別支援教室モデル事業の本格実施	
		9				スポーツ祭東京2013開催
	26	4			情緒障害等通級指導学級(かわせみ学級)開級(市立井之頭小学校) 個別支援教室の拡充(市立第一小学校、市立第五小学校、市立関前南小学校)	
		7			いじめ防止基本方針策定	
		12				武蔵野ふるさと歴史館開館
	27	2			桜野小学校西校舎増築	
		3			武蔵野市学校給食財務委員会解散	図書交流センター廃止
		4	地方教育行政法の改正 武蔵野市総合教育会議の設置		第二期武蔵野市学校教育計画を策定 教育史編さん室の設置/教育推進室の設置 市立全小・中学校でセカンドスクールを実施から20周年 特別支援教室の拡充(市立第三小学校、市立本宿小学校) 体育専門の学習指導員制度導入	
		5			武蔵野市学校施設整備基本方針の策定	
		9			セカンドスクールが「2015年度グッドデザイン賞(主催:公益財団法人日本デザイン振興会)」を受賞	
		11~1			セカンドスクール小・中合同報告会を開催	
		1				
		2	ルーマニア国ホストタウン登録			武蔵野市、教育委員会、特定非営利活動法人武蔵野スポーツクラブとの相互協力に関する協定書の締結
		3			武蔵野市小中連携教育推進委員会報告書 市立小学校通学路における防犯カメラ全校設置完了	

年号	年	月	市勢・機構改革など	学校教育分野	生涯学習分野	
	28	4		先生いきいきプロジェクト実施 SSW(スクールソーシャルワーカー)を1名追加し2名配置	武蔵野市スポーツ振興計画の一部改定 武蔵野市生涯学習事業費補助制度の創設及び武蔵野市子ども文化・スポーツ・体験活動団体支援事業費補助制度の改正 マルチメディアデジター貸出開始	
		5		いじめ防止基本方針改定	Sports for All(スポーツフォーオール)実施 2016年日本建築学会賞(作品)受賞(武蔵野プレイス)	
		6				
		7				「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取り組み方針」に基づく行動計画の策定 武蔵野市子ども図書館文芸賞の創設について
		8				
		9			全校全普通教室に電子黒板、プロジェクター、書画カメラを導入	
		10			市立小中学校8校でPCB使用照明器具が発見され、年度内に全て撤去完了	市民会館へ男女平等推進センター移転設置
		11				
		12				武蔵野ふるさと歴史館の土曜開館開始
		1				
		2			学校給食施設検討委員会の設置	
		3			武蔵野市小中一貫教育調査研究ワーキングチームにおける論点整理 学校施設整備基本計画中間のまとめ 武蔵野スタートカリキュラム作成 奨学金支給条例廃止し、修学支援事業及び就学援助費の入学準備金を入学前に支給開始	武蔵野ふるさと歴史館分館資料室整備
	29	4			副校長事務補助職員(臨時職員)の配置 大野田小学校の児童数の増加による、就学学校の指定の変更に関する制限措置開始 知的障害学級(ひまわり学級)開級(市立第三小学校) 特別支援教室開始	
		5				
		6				
		7				武蔵野プレイス来館者1,000万人達成
		8				
	9				全校に無線LAN、タブレット端末(コンピューター室に42台、特別支援学級用導入)	吉祥寺図書館改修工事に伴う臨時窓口の開設

今後、5年間で武蔵野市が進める重点的な取組

重点1

個に応じた指導の充実
(習熟度別・少人数指導等)

子どもたち一人一人に個に応じたきめ細かな指導を行うために、思考力等を一層高めるための発展的な学習内容の充実や、学習のつまづきのある子どもたちへの支援の充実に図ります。



重点2

各教科等のねらいを実現させるための
言語活動の充実

記録、要約、説明、論述などの言語活動を指導計画に位置付け、各教科等のねらいを実現する手立てとして、子どもたちの言語能力を高めるよう工夫します。また、校内の言語環境を整備し、豊かな言語感覚の育成を図ります。

重点3

セカンドスクールの充実

子どもたちの成長の糧となり、生きる力を育む活動の場となる、長期宿泊体験活動としてのセカンドスクールは、全小・中学校実施から20年を経過しました。この機会に今までの取組について見直し、さらに子どもたちにとってよりよい活動になるように検討していきます。



重点4

運動習慣の定着と体力向上の取組

全校、全学年で体力調査を実施し、その結果を生かして、子どもたちの体力向上の取組を検討するとともに、体育の授業や学校行事、クラブ活動、部活動を含めた運動習慣の定着と体力づくりのための取組を支援します。また、体育専門の学習指導員の配置についても検討していきます。

重点5

特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組

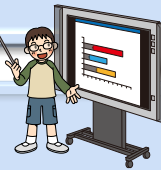
学校全体としての専門性を確保するために、特別支援教育を支援する専門家スタッフ及び個別支援を中心としたサポートスタッフ等の派遣と活用の充実に図ります。また、相談・支援の充実に図るため派遣相談員やスクールカウンセラーとの連携を推進します。



重点6

都立特別支援学校のセンター的機能を
生かした連携の充実

都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、市内の幼稚園、保育所、小・中学校からの要請に基づく巡回相談、研修会への講師派遣等、その活用の拡充と充実に図ります。また、副籍制度の更なる充実・推進を図ります。



重点7

個別支援教室や
特別支援学級の適切な配置

子どもたちの実態に応じた特別支援学級のあり方について、多様化する教育的ニーズに対応できるよう検討します。また、個別支援教室が未設置の小学校については、その開設に向けて推進します。

本市独自の特別支援教室は、平成27年度から「個別支援教室」と名称変更しました。

重点8

学習活動での
ICT機器の積極的な活用・ICT機器の整備

学習意欲の向上や分かる授業を目指して、積極的にICT機器を活用するとともに、子どもたち自身がICT機器を活用して、情報を選択したり活用したりする能力等を育成します。そのために、ICT機器等を計画的に整備していきます。

重点9

外国語活動・英語教育の充実

外国語活動や英語の学習の授業改善をより一層進めるとともに、ALTの配置や地域の留学生などの教育資源を活用した授業の実施などを通して、国際社会で主体的に活躍できる人材の育成を目指します。また、外部検定試験の奨励や小学校4年生以下の英語活動についても検討していきます。

重点10

教育センター構想の推進

「研修」、「相談・支援」、「調査・研究」、「教育情報収集・発信」、「ネットワーク構築・コーディネート」の5つの機能を、学校施設の改築等の機会に併せて、現在の教育推進室を発展させ、教育支援センターなどの事業との統合による教育センターの実現を図ります。

重点11

学校施設整備基本方針の着実な実施

「学校施設整備基本方針」に基づいて、老朽化した学校施設の更新については、新たな教育課題に対応する学校への改修、改築を計画的に進め、安全で快適な教育環境を実現していきます。また、子どもの食育や健やかな成長のために望ましい給食施設のあり方についても検討を進めます。

重点12

開かれた学校づくり協議会
及び代表者会の評価と充実

地域に根ざした学校として、地域の声を広く学校教育に反映するため、「開かれた学校づくり協議会」や「開かれた学校づくり協議会代表者会」について、再度、評価を行い、よりよいあり方について検討していきます。



第二期 武蔵野市学校教育計画 (概要版)

(平成27年度～31年度)

平成27年3月 武蔵野市教育委員会
(教育企画課 0422-60-1894)

武蔵野市教育委員会では、社会情勢の変化や地方教育行政法をはじめとする教育関連法の改正、第2期教育振興基本計画等の趣旨を踏まえながら、本市における教育の現状と課題を整理するとともに、目指す方向性を明らかにするため、「第二期武蔵野市学校教育計画」を策定しました。

《 基本理念 》

知性・感性を磨き

自ら未来を切り拓く

武蔵野の教育

緑が豊かで、多様な文化的環境が整っているこの武蔵野市で育つ子どもたちは、これからの社会を支えていく大切な存在です。そして、本市が大切にしてきたコミュニティを支える一員でもあります。

そのため、一人一人の子どもたちには、自己の能力を最大限に生かすとともに、知性や感性をより一層磨き、自分の意見や意思をもって考え、自ら判断し、自ら行動する主体的な力が必要となります。そして、このような力は、生涯学び続ける力の源にもなります。

本市では、このような子どもたちを育成するために、今までも大切にしてきた知・徳・体のバランスの取れた教育やセカンドスクールをはじめとする特色ある教育を一層推進するとともに、社会の変化に対応したコミュニケーション能力や情報活用能力の育成の充実に図り、保護者や地域と連携して、活気ある教育活動を展開していきます。

子どもたちは、様々な可能性を秘めており、一人一人が輝くものをもっています。今後、子どもたちが、さらに知性や感性を磨き、自ら未来を切り拓いていく力を培っていけるよう、この基本理念に基づいて武蔵野の教育の充実に図っていきます。

この計画では、基本理念に基づく施策を着実に推進していくため、

- I 「生きる力」を育む教育
- II 学びの質を高める教育環境
- III 学校と地域が協働した教育

を施策体系の3つの柱とし、右図のように「I 『生きる力』を育む教育」を2つの「II 学びの質を高める教育環境」と「III 学校と地域が協働した教育」が支えるものと考えます。この3つを柱として、8つの「施策の方向性」及び28の「施策」を掲げ、その実現に向けた取組を推進します。

I
「生きる力」を
育む教育

II
学びの質を
高める
教育環境

III
学校と地域が
協働した
教育

第二期 武蔵野市学校教育計画 施策の体系図

基本理念

3つの柱

施策の方向性

施策

主要事業・取組

知性・感性を磨き 自ら未来を切り拓く 武蔵野の教育

I 「生きる力」を育む教育

【1】 知性を磨き、個性を伸ばす教育を推進します。

【2】 豊かな心や感性を育む教育を推進します。

【3】 健やかな体を育む教育を推進します。

【4】 子どもたち一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育を推進します。

【5】 社会の変化に対応し、教育課題の解決に向けた取組の充実を図ります。

II 学びの質を高める教育環境

【6】 学びの質を保障する学校体制の充実を図ります。

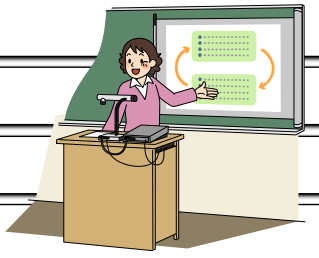
【7】 学びの質を支える教育施設・設備・機能の充実を図ります。

III 学校と地域が協働した教育

【8】 学校と地域が一体となり取り組む教育を推進します。

- 1 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等を育む指導の充実
- 2 言語活動の充実
- 3 理数教育の充実
- 4 読書活動の充実
- 5 道徳教育の充実
- 6 自然体験活動・長期宿泊体験の充実
- 7 文化・芸術活動の充実
- 8 生活指導の充実
- 9 教育相談の充実
- 10 体力向上・健康づくりの取組の充実
- 11 食育の充実
- 12 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上
- 13 早期からの一貫した相談・支援の充実
- 14 子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築
- 15 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進
- 16 ICT機器を活用した教育の推進
- 17 国際理解教育・英語教育の充実
- 18 安全教育・安全管理の充実
- 19 市民性を高める教育の推進
- 20 今日的な教育課題への対応
- 21 学校運営組織の活性化
- 22 学校評価を生かした経営改善
- 23 若手教員と学校運営の中核となる教員の育成
- 24 教育センター機能の充実
- 25 教育施設の整備
- 26 ICT環境の整備
- 27 開かれた学校づくりの充実
- 28 地域の学校支援体制の充実

- 【重点1】個に応じた指導の充実(習熟度別・少人数指導等)、学習指導員の配置、学習支援教室の活用、国・都の学力調査結果の活用、家庭と連携した学習習慣の確立
- 【重点2】各教科等のねらいを実現させるための言語活動の充実、プレゼンテーション能力・クリティカルシンキングの育成、子ども文芸賞との連携
- 小学校への理科指導員の配置、理科教育推進教員の活用、市内大学・企業との連携、サイエンスフェスタ・土曜学校(サイエンスクラブ、ピタゴラスクラブ)との連携
- 図書館等市内施設の活用、朝読書・読書週間等工夫した読書活動、学校図書館サポーターの配置、読書の動機付け指導との連携
- 道徳教育の全体計画・年間指導計画の活用、道徳の授業公開と地域懇談会の実施、道徳の授業の工夫・改善
- 【重点3】セカンドスクールの充実、学校ビオトープ・学校農園等を活用した授業
- 演劇鑑賞教室、オーケストラ鑑賞教室、ジョイントコンサート(合唱・吹奏楽)の実施
- 人権尊重の精神の涵養、いじめの未然防止・早期対応、情報モラル教育、家庭と連携した生活習慣の確立
- 教育支援センターでの教育相談、派遣相談員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、チャレンジルーム、不登校の子どもたちへの対応
- 【重点4】運動習慣の定着と体力向上の取組、市内中学校総合体育大会、中学生「東京駅伝」大会、運動部活動等の取組、都の体力調査結果の活用、学校保健委員会と連携した健康の保持・増進、オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした教育活動
- 食育に関するモデル校の指定、食育リーダーの活用、食育全体計画の作成と活用、給食・食育振興財団との連携
- 校内における特別支援教育推進のための体制の強化、【重点5】特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組、特別支援学級の指導・支援の充実と通常の学級への支援体制の検討と実施、個別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進、管理職のリーダーシップの発揮と教職員の専門性の向上
- 教育支援センターの相談・支援機能の充実、「就学前の相談」と「就学後の相談」体制の充実、関係機関の連携による子ども・子育て支援の充実
- 【重点6】都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実、大学・民間との提携・協力体制の充実、医療・福祉・心理などの専門職の活用、特別支援教育推進のための体制づくり
- 特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する就学前機関と各学校間の連携強化、
- 【重点7】個別支援教室や特別支援学級の適切な配置
- 【重点8】学習活動でのICT機器の積極的な活用、ICTに関するモデル校の設置、活用への人的支援、情報セキュリティの確立、ICT機器活用・コンピュータ研修の実施
- 日本や外国の文化に触れる活動、【重点9】外国語活動・英語教育の充実、教員の指導力向上、ALTの配置、小学校4年生以下の英語活動の検討、外部検定試験の奨励
- セーフティ教室・安全マップ・交通安全教室等の取組、むさしの学校緊急メールの活用、保護者・地域・関係機関との連携の強化、地域と連携した防災訓練の充実、教職員・児童生徒対象の救命講習等の実施、通学路への防犯カメラの設置、食物アレルギー等への対応
- 「武蔵野市のいま・むかし」の計画的な活用、租税教育等の推進、武蔵野ふるさと歴史館との連携、地域行事・ボランティア活動等への参画
- 環境教育の推進、キャリア教育の推進、9年間を見通した小中連携の推進、小中一貫教育の検討、小学校と就学前教育との連携、平和への意識を高める教育の推進 など
- 管理職研修の充実、ミドルマネジメントの活性化、学校裁量予算を生かした学校運営の工夫
- 学校評価(自己評価・学校関係者評価)に基づいた学校経営の改善・充実
- 教員研修(年次研修、職層研修、専門研修、授業力向上研修、OJT等)の実施、教育アドバイザーの活用、研究指定校制度、学校運営の中核となる教員の育成
- 教育推進室の充実、
- 【重点10】教育センター構想の推進(研修機能、相談・支援機能、調査・研究機能、教育情報収集・発信機能、ネットワーク構築・コーディネート機能)
- 【重点11】学校施設整備基本方針の着実な実施、学校施設の改修(学校の耐震化、防災機能強化、長寿命化等)及び改築(特色ある学校づくり)、学校給食施設のあり方の検討
- 【重点8】ICT機器の整備、小・中学校の校内LANの整備・活用、学校情報システムの活用、学校図書館システムの活用
- 学校ホームページや学校だより等による積極的な情報発信、学校公開、【重点12】開かれた学校づくり協議会及び代表者会の評価と充実
- 学校支援ネットワーク体制の構築、地域コーディネーターの配置、地域人材による支援、大学・企業等との連携



概要版

第二期武蔵野市学校教育計画に基づく 特別支援教育推進に向けた具体的な取組 (平成27年度～31年度)

武蔵野市特別支援教育 アクションプラン

第二期学校教育計画「施策の体系図」で示されている特別支援教育関連の「施策12～15」の各項目について、第二期の5年間に何を目標として、具体的にはどのような取組を実施するかを示します。主な内容としては、施策の方向性、4つの施策、具体的な取組の体系図となります。

施策の方向性

保護者・園・学校そして関係機関との切れ目のない連携づくりのもとに、子どもたち一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校教育修了までを見通した適切な指導及び必要な支援の推進・充実を図ります。併せて、インクルーシブ教育システムの構築も見据え、学習指導要領や障害者基本法の趣旨に基づく「交流及び共同学習」、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取組の検討・実施に努めます。

これらの施策を通して、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共に生き、共に育ち、支え合う共生社会の実現に寄与する武蔵野市の特別支援教育を推進します。

平成27年4月

武蔵野市教育委員会

4つの施策

《施策 12》 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

子どもたちの可能性を最大限に伸ばすために、一人一人の教育的ニーズに対応した専門的な指導の充実を図ります。そのために子どもたち、保護者等のニーズを把握し、そのニーズを反映した学級での指導・支援、学級をサポートするための専門家スタッフや派遣相談員、都立特別支援学校のセンター的機能等を活用した学校全体としての体制づくりや専門性の確保、通級指導学級及び個別支援教室担当者による通常の学級等の指導・支援、及び教員の特別支援教育に関する専門性向上等を図る研修の推進に努めていきます。

また、「交流及び共同学習」の実施に当たっては、それぞれの子どもたちが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感がもてるような実施計画の作成や円滑に効果的に活動を推進するための支援員等の配置も検討していきます。

《施策 13》 早期からの一貫した相談・支援の充実

将来の社会的自立に向けて、様々な教育的ニーズをもつ子どもたちがその能力や可能性を一層伸ばしていくことができるよう早期からの発達段階に応じた適切な情報提供及び一人一人の気持ちをくみとる場や相談できる場の提供等、相談体制を整備していきます。また、入園、入学、入学後、転校、卒業などによって途切れることのない相談・支援やその間の教育、保健、福祉、医療や市の関係機関における継続的な連携にも努めていきます。

《施策 14》 子どもたちの能力・可能性を伸ばすための新たな連携体制の構築

子どもたちの多様なニーズに的確に伝えていくためには、教員だけの対応だけでは限界があります。校長のリーダーシップのもと学校全体で対応するとともに、医療・福祉・心理などの専門職の活用、大学・民間との提携・協力体制の充実等、各学校がおかれた地域の教育資源の組み合わせにより地域全体で子どもたちを支えていくことが必要になります。そのための新たな連携体制の構築に努めていきます。

また、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学級への巡回指導を継続的・計画的に実施し、指導力の向上を図ります。

さらに、「これまでの就学指導中心の『点』としての教育支援から、早期からの支援や就学相談から継続的な就学相談を含めた『線』としての継続的な教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した『面』としての教育支援を目指すべきであること（平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会報告 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進）」の提言を具体化する検討と実施に努めます。

なお、各関係機関等との連携状況について相互に報告、検討し合い、改善策を協議することを目的とした「武蔵野市特別支援教育推進協議会」を見直し、実施に向けた検討を行います。

《施策 15》 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

就学支援シートを活用した幼・保・小との連携を一層推進するとともに、可能な限り幼・保・小・中学校に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、各段階における子どもたちの成長の記録や生活の様子、指導内容等に関する情報を記録し、必要に応じてその取扱いに留意しつつ、関係機関が共有できる「学校生活支援ファイル」を作成します。

また、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」で示された「特別支援教室構想」の動向や小学校情緒障害等通級指導学級や知的障害学級の在籍児童数の増加の現状、今後の教育人口の推計等を踏まえ、計画的な特別支援学級の検討・設置を進めていきます。それと同時に、個別支援教室（小学校 12 校中 8 校設置）の新たな教室設置についても年度ごとに検討・設置を進めていきます。

【施策12】 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

1 校内における特別支援教育推進のための体制の強化

- (1) 校内委員会の活性化
- (2) 特別支援教育コーディネーターの育成と専門性の向上
- (3) 「個別指導計画」「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の作成と活用

2 特別支援教育の充実に向けた専門性向上の取組

- (1) 各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフの派遣と活用の充実
- (2) 相談・支援の充実を図る派遣相談員・スクールカウンセラーとの連携・協力の推進
- (3) 個別支援を中心としたサポートスタッフ等の派遣と活用の充実

3 特別支援学級の指導・支援の充実と通常の学級への支援体制の検討と実施

- (1) 特別支援学級教員の専門性の向上と授業改善の推進
- (2) 交流及び共同学習の計画的・組織的な推進
- (3) 通級指導学級と通常の学級の連携強化

4 個別支援教室の指導・支援の充実と在籍学級との校内連携の推進

- (1) 個別支援教室指導員の専門性の向上
- (2) 個別支援教室と担任・保護者・学校支援人材との連携

5 管理職のリーダーシップの発揮と教職員の専門性の向上

- (1) 特別支援教育の視点を明確にした学校経営
- (2) 特別支援教育・教育相談に関する市独自の研修会の実施
- (3) 教員の研修ニーズに対応した校内研修会の実施

【施策13】 早期からの一貫した相談・支援の充実

1 教育支援センターの相談・支援機能の充実

- (1) 教育支援センターの機能の充実
- (2) 学校派遣相談支援の充実
- (3) スクールソーシャルワーカーの効果的活用

2 「就学前の相談」と「就学後の相談」体制の充実

- (1) 教育支援委員会（仮称）の設置の検討
- (2) 柔軟な「就学後の相談」体制の充実

3 関係機関の連携による子ども・子育て支援の充実

- (1) 保護者や地域への理解・啓発活動の促進
- (2) 専門機関との連携による学校支援の充実
- (3) 地域リハビリテーションの理念に基づいた支援の検討

【施策14】 子どもたちの能力・可能性を伸長するための新たな連携体制の構築

1 都立特別支援学校のセンター的機能を生かした連携の充実

- (1) 特別支援学校と連携した教育内容・指導方法の工夫・充実
- (2) 副籍制度の充実

2 大学・民間との提携・協力体制の充実

- (1) 学校支援人材に関する大学との提携・協力
- (2) 子育て経験者・NPOなどの地域人材の活用
- (3) 子どもたちの社会参加・自立の意欲を培う系統的・計画的な活動の推進

3 医療・福祉・心理などの専門職の活用

- (1) 多様な学びの場における専門家スタッフの活用
- (2) 医療・福祉などの専門的な資格を有する人材の活用

4 特別支援教育推進のための体制づくり

- (1) 特別支援教育推進委員会のあり方の見直しと新しい体制づくり
- (2) 特別支援学級設置校連絡協議会及び運営委員会の充実

【施策15】 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

1 特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する就学前機関と各学校間の連携強化

- (1) 就学支援シートを活用した幼・保・小の連携
- (2) 幼・保・小及び小・中学校との連携プログラムの検討

2 個別支援教室や特別支援学級の適切な配置

- (1) 個別支援教室のさらなる拡充の検討
- (2) 特別支援学級の適切な配置の検討
- (3) 特別支援学級担任による巡回指導の検討と実施

武蔵野市特別支援教育推進のための 具体的な取組の体系図

第二期武蔵野市学校教育計画で示された「施策の体系」より、特に特別支援教育に関連する4項目（施策12～15）の具体的な取組の体系について、紹介します。

武蔵野市生涯学習計画

ともに学び、つなぎあう ひと・まち・文化

平成 22 年 4 月

概要版

1 武蔵野市生涯学習計画策定の趣旨

■ 計画策定の背景

教育基本法の改正（平成 18 年）、社会教育関係三法の改正（平成 20 年）、「ひと・まち・情報 創造館 武蔵野プレイス」の開館（平成 23 年）等、生涯学習をめぐる環境の変化を契機として、本市がめざすべき生涯学習の方向性を示すとともに、本市における生涯学習事業を体系化し、生涯学習施策を総合的に推進することとします。

■ 計画の範囲

教育基本法における主として行政が行う社会教育、学校教育、家庭教育支援に民間企業や市民、団体が自主的に行う教育活動を含めて「生涯学習」ととらえ、これを基本とします。

■ 計画の位置づけと計画期間

本計画は、第四期長期計画・調整計画を踏まえ、教育・文化行政推進のための武蔵野市の基本計画として策定し、計画の期間は、平成 22 年度～31 年度までの 10 年間とします。

2 武蔵野市の生涯学習をめぐる課題

これまで本市で、さまざまな機会や場をとらえてなされた生涯学習に関する取組の蓄積から、今後の生涯学習の発展に向け以下の課題があげられます。

生涯学習事業の全体像の把握

「市民の学びの機会」として捉えることのできる、さまざまな事業の体系化による生涯学習関係事業の全体像の把握

機能連携を可能とする場の創設による市民活動の推進

人や団体をつなぎ、施設機能の連携により、市民活動の場を提供することができる「武蔵野プレイス」の特性の具体化

「活動」に根ざした団体支援の必要性

より多様な生涯学習団体による自律的な活動に対する支援の充実・拡大

多様な事業主体との関係

市民により多くの生涯学習の機会を提供していくことを目的とした、行政と多様な事業主体との連携や団体間の連携の促進

生涯学習情報の提供手法

現在の主管課ごとの情報提供から、内容・実施時期・対象・参加条件等が一覧できる、利用者の視点に立った生涯学習情報の共有化

学習活動のさらなる発展

生涯学習活動を通じた、人と人との出会い、交流や仲間づくりによる市への愛着の芽生え、武蔵野らしい文化発信とその継承

3 武蔵野市の生涯学習がめざすもの

■ 基本理念

知ることに関心、学ぶことを求める人々の知的好奇心に応え、学びたいときに、いつでも学び始めることができるようなきっかけづくりや環境を整備します。

また、市民が学びを継続することを通して、自分づくりやまちづくり、地域に関わる人づくりができるように支援し、成熟した生涯学習社会の実現をめざします。

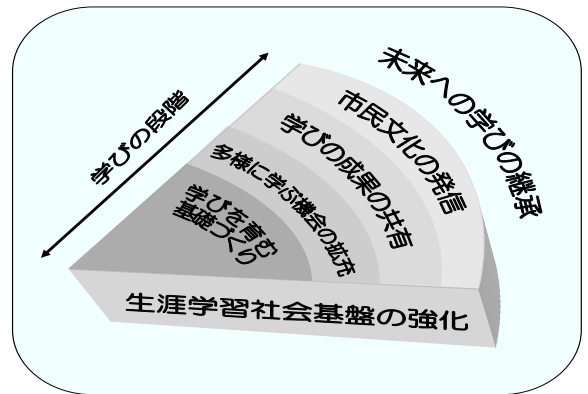
ともに学び、つなぎあう ひと・まち・文化

■ 施策体系

基本理念を実現するために、右図のとおり、基本目標を設定しました。

基本目標1の「学びを育む基礎づくり」から4の「市民文化の発信」は学びの段階を示します。どこからはじめても、どこで小休止しても、誰もが生涯を通じて学びに触れ、継続できるよう、各段階で基本理念の実現を図ります。

4つの学びの段階を支える「生涯学習社会基盤の強化」、未来へのメッセージを伝える「未来への学びの継承」を加え、6つの基本目標としています。



■ 施策体系における6つの基本目標の関係図

■ 施策概要

基本目標1 学びを育む基礎づくり

- いつでも、学びたいときに学びはじめることができるような機会の充実
- 個々人それぞれの学習活動継続への支援
- 市民の学びの拠点となる図書館・武蔵野プレイスにおける施策の推進
- 「学びはじめ」に至るまでにサポートを必要とする市民に、身近な場所で生涯学習に手が届く「学びやすい環境」づくり

基本目標2 多様に学ぶ機会の拡充

- 年齢にとらわれない、人それぞれの生き方である「ライフスタイル」に応じた生涯学習機会の充実・拡充
- 多様な学びのテーマに触れる機会の提供

基本目標3 学びの成果の共有

- 生涯学習活動を継続する中で生まれる「人と人との結びつき」を基本とする学びの成果を共有したいと思う人や団体相互の活動への支援

基本目標 4 市民文化の発信

- 古いものと新しいものを混在させつつ変化を遂げてきた武蔵野市らしさの継承
- 自らの未来を市民の力で切り拓くことができる、学びをベースとした市民文化の発信・市民や団体の自律的な活動への支援

基本目標 5 生涯学習社会基盤の強化

- 未来にわたって学びが継承されるための生涯学習社会の基盤強化
- 本市ならではの豊富な人的資源の活用や、五大学やNPO等の多様な事業主体との連携による、誰もが自らの意思で学習に取り組むことができる生涯学習社会基盤の強化
- 情報を必要とする市民に、必要な情報が届くよう共有化を工夫し、市民が学習活動に触れることができる機会の増加

基本目標 6 未来への学びの継承

- 市固有の歴史や文化をはじめとする普遍的な学びを通じた、現代のさまざまな課題を考えるきっかけの提供

重点施策

◇ 武蔵野プレイスにおける機能連携

- ・ 4つの機能（図書館・生涯学習支援・市民活動支援・青少年活動支援）の充実・融合による新たな事業構築
- ・ 大学や研究機関・企業、NPO等地域の機関や活動との連携による多様な事業展開

◇ 生涯学習関係団体活動支援の充実

- ・ 生涯学習事業市民選考プロポーザル制度の新設
- ・ 社会教育関係団体支援事業の推進と見直し
- ・ 地域スポーツイベント補助金制度の運用

◇ 多様な事業主体との連携推進

- ・ むさしのサイエンスフェスタにおける連携推進

◇ 生涯学習情報の共有化

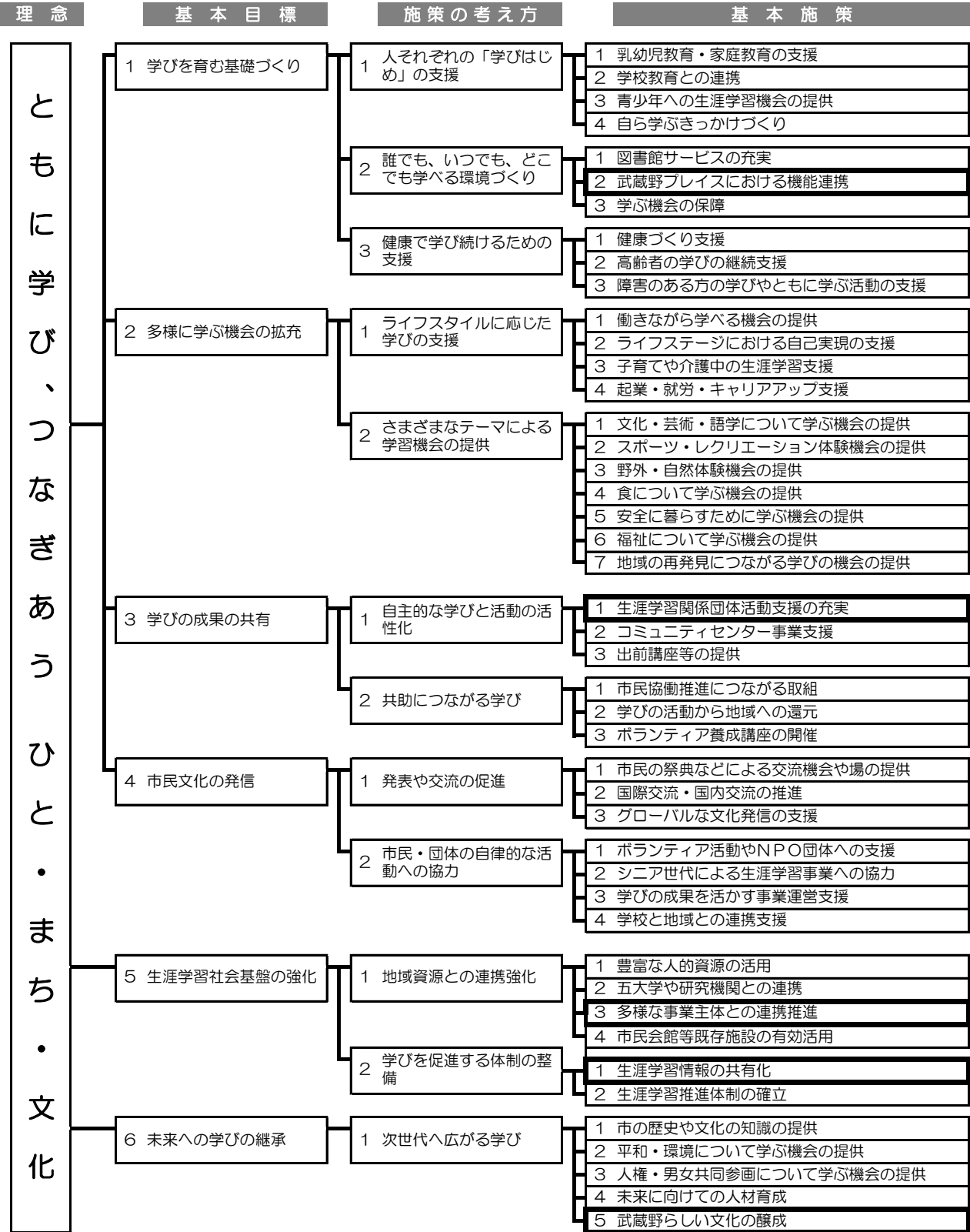
- ・ 生涯学習情報パンフレット（仮称）の発行
- ・ 施設・事業情報の一元的な管理とさまざまな提供方法の検討
- ・ 講座お知らせメールサービスの試行

◇ 武蔵野らしい文化の醸成

- ・ 大学との共同事業の推進

■ 施策体系図

※基本施策欄の太枠は重点施策



武蔵野市スポーツ振興計画

～ おしゃれにスポーツ！人も地域も元気に！！ ～

平成 21 年 4 月 武蔵野市教育委員会

スポーツ振興計画の策定趣旨

1 目的

多様な市民がのびのびと自由に身体を動かし、様々なスポーツに取り組める場や機会を整えていくことで生涯スポーツ社会を目指し、本市におけるスポーツ施策を総合的に推進する指針として『武蔵野市スポーツ振興計画』を策定します。

2 計画期間

計画の期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間です。
東京国体の実施される平成 25 年度までの 5 年間の前期、平成 26 年度から 30 年度までを後期とし、進捗状況や社会情勢の変化等も踏まえ、中間期に見直しを行うことで本計画の充実を図っていきます。

3 スポーツ振興計画とは

この計画は、『スポーツ振興法』（昭和 36 年 9 月）及び『スポーツ振興基本計画』（平成 18 年 9 月改定／文部科学省）を踏まえ、東京都の『東京都スポーツ振興基本計画』（平成 20 年 7 月策定）を参考にするとともに、本市の上位計画である長期計画・調整計画や、その他の個別計画等におけるスポーツに関連する施策を踏まえた計画として、スポーツ振興を推進するために策定するものです。

第 1 章 スポーツ振興における現状と課題

1 スポーツを楽しむ機会の充実

潜在的にスポーツやレクリエーションに関心や興味を持ち、身体を動かしたいと思っている人に対し、様々な形で実践できる機会や情報提供の充実について具体策の検討が必要です。

2 年代に応じたスポーツのニーズ

年代に応じて異なるニーズや置かれている状況を踏まえたきめ細かな施策の展開が必要です。

3 気軽にスポーツが続けられる機会

まとまった時間のとりづらい人にとって、少しの時間で気負わずに身体を動かすことができるきっかけづくりが必要です。
また、一時期スポーツをしていた人や、ステップアップしたい人にとっては、初心者向けのプログラムでは物足りず、スポーツを生涯にわたって続けていけるような取組が必要です。

4 スポーツをする場所や施設

既存の施設や場について、武蔵野市の現状をスポーツの観点から整理し、有効活用を図ることが必要です。

5 様々な形でスポーツにかかわる人

スポーツ振興に向けた人的資源について、武蔵野市の現状をスポーツの観点から整理し、「育成」という点も踏まえて人材を活用していくことが必要です。

6 スポーツが地域社会に果たす役割

スポーツをすることにより、健康や体力の増進に加え、スポーツそのものがもつ本来の魅力である充実感や達成感などを一人ひとりが実感できるよう伝えていく必要があります。

その成果として、スポーツを通じて人が元気になり、地域での交流が盛んになるなど、地域社会の活性化にも結びついていきます。

7 情報の充実

市報以外の情報伝達の充実とともに、誰にでも伝わりやすいよう情報提供の方法について検討する必要があります。

第2章 武蔵野市におけるスポーツのあり方

1 スポーツの定義

市民がスポーツをより身近なものと感じることができ、気軽に楽しむことができるよう、『スポーツ振興法』や『東京都スポーツ振興基本計画』における「スポーツ」の定義も踏まえ、本計画では、スポーツの概念を幅広くとらえます。

具体的には、勝敗や記録を競う競技スポーツのみならず、ウォーキングや体操など健康づくりのためのスポーツ、介護予防等のためのトレーニング、自然に親しむ野外活動、子どもどうしや親子での遊びなど身体を動かすことなども含めてスポーツとしてとらえます。

また、スポーツ観戦や応援とともに、テレビやビデオを見ながら体操したり、家庭用ゲーム機を使ってゲーム感覚で身体を動かすeスポーツなども含めて、スポーツとして広くとらえます。

2 武蔵野らしさを踏まえた計画策定

スポーツ振興計画を策定するにあたり、「武蔵野らしさ」について、武蔵野市スポーツ振興計画（仮称）策定委員会でのワークショップや関係団体のヒアリング等での意見を整理すると、右図のとおりです。こうした内容を踏まえ、武蔵野市らしいスポーツ振興計画を定めました。

3 基本理念

スポーツ振興を図るうえで大切なことは、スポーツによって得られる爽快感、充実感、達成感などスポーツ本来の魅力を市民一人ひとりが実感でき、それが広がっていくことです。

そのために、個人の健康の維持・増進のみならず、武蔵野市民らしい豊かな生活やスポーツを通じた地域づくりについても積極的にとらえ、以下の2つの視点からスポーツ振興を図ります。

(1) 「人」の視点

スポーツが有する様々な魅力を大切にし、スポーツを楽しむことを通じて、市民がさらに元気になるとともに、市民一人ひとりの充実したライフスタイルの構築を目指します。

(2) 「地域」の視点

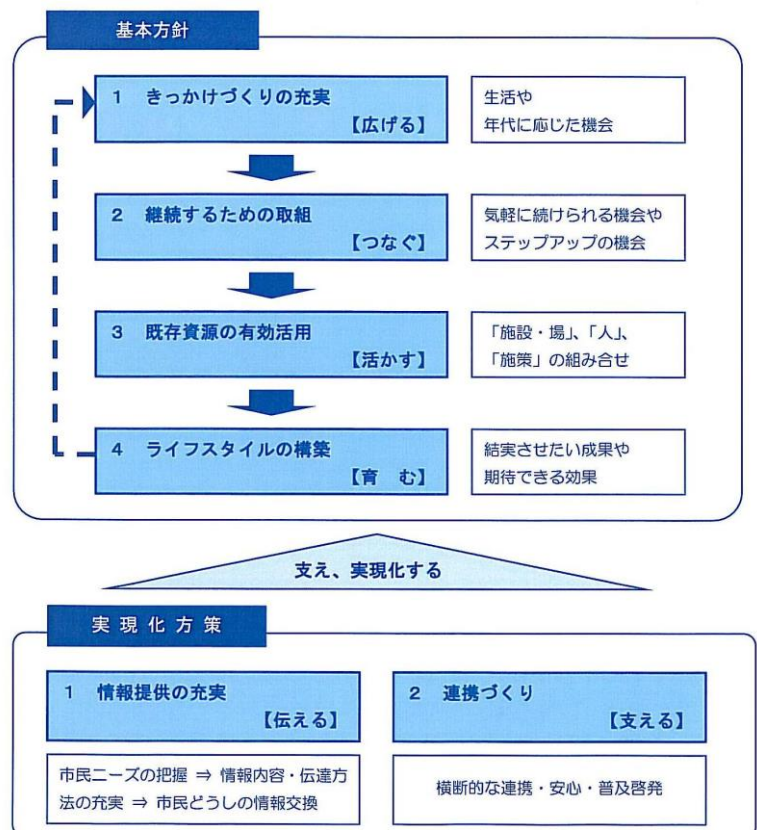
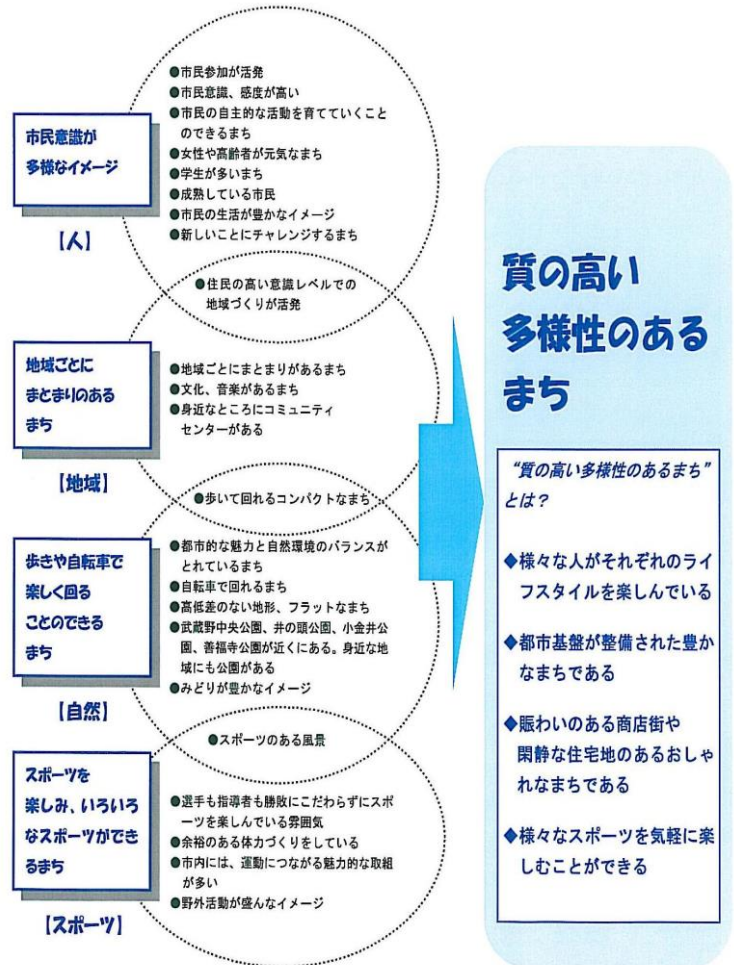
スポーツを通じた感動の共有や支え合いによって、人と人との絆が深まり仲間づくりへとつながり、地域づくりへと波及し、地域が元気になっていくことを目指します。

4 施策の体系

施策の基本的な考え方

本計画での施策の体系は、右図のような構造になっています。4つの「基本方針」は、“きっかけ”から始まり“成果”につながっていく一つの流れとして体系を段階的に構成しています。

さらに、それぞれの「基本方針」ごとに「施策の考え方」に基づいて「基本施策」を分類・整理し、基本方針を含めて3層で構成しています。「基本方針」を支え、実現化するために、4つの基本方針を貫くものとして、以下の2つを実現化方策とします。



第3章 基本方針

基本方針に基づき、施策の考え方ごとに基本施策を定め、それぞれの基本施策に対応する事業を紹介しています。現在、市の様々な部課で実施している施策のうち、スポーツ振興という観点からスポーツに関連する事業を取り上げ、整理したうえで、施策の展開を図ります。

1 きっかけづくりの充実【広げる】

全ての市民がライフスタイルやライフステージに応じて、様々な形でスポーツに親しめる機会の充実を図ることが必要です。

2 継続するための取組【つなぐ】

継続したスポーツ活動につながるように、気軽にできるスポーツを普及促進します。

また、達成感や充実感などを通じて、楽しみながらステップアップしていく機会の創出を図ります。

3 既存資源の有効活用【活かす】

市内にあるスポーツが可能な施設・場〔モノ〕の活用、市内の様々な人〔ヒト〕の活用、市の多様な分野にまたがる既存の施策〔コト〕の活用といった3つの視点から既存資源の有効活用を図ります。

こうした様々な既存資源の有効活用を図るとともに、機能を連携させることによって、“総合型地域スポーツクラブ”が理念として掲げる役割を担うことができると考えます。

4 ライフスタイルの構築【育む】

基本方針1から3により実現する成果として、市民一人ひとりの健やかな成長と地域の活性化に結びつけていきたいと考えます。

これらを通じて、日常生活のなかでスポーツを身近に行えるようなライフスタイルの構築へとつなげていきます。

第4章 実現化方策

『スポーツ振興計画』での施策を実現していくためには、市と市民、事業者等がそれぞれの役割を担い、協働して取り組む必要があります。

市民協働を進めるにあたっては、市民の自主性を重んじ、市民が本来有する力を発揮できるよう、市民の自律性を高めていくことが必要です。そうした市民の自主的な取組のきっかけをつくり、武蔵野市らしいスポーツ振興に向けて、市民の取組を適切につなぐ役割などが求められていると考えます。

こうした点を踏まえ、4つの基本方針を支えるとともに、施策の実現を図っていく際に個々の施策を貫く共通する施策として、以下の実現化方策を定めます。

1 情報提供の充実【伝える】

スポーツ振興を図っていくためには、社会やライフスタイルの変化等に応じたスポーツに関する市民ニーズをとらえ、適切に対応した情報提供の充実を図ることが必要です。

そのために、スポーツの魅力を高める観点も踏まえて、提供する情報の内容だけでなく、情報の提供の仕方についても改善していきます。

2 連携づくり【支える】

基本方針に基づく施策の展開を図るためには、市と市民、事業者等による協働や関係機関も含めた連携づくりを進めていく必要があります。

市が全て提供し、市民はそれを受け取るだけ、といった関係から、市民協働の考え方のもと、市と市民が双方向的に協力し合い、より質の高い施策の実現を図っていくことが求められていると考えます。

その際、誰もが安心してスポーツを楽しむことができることを目指し、連携を図っていきます。

施策の体系

※★：重点施策

基本方針	施策の考え方	基本施策
1 きっかけづくりの充実 【広げる】 P.25~P.41	(1)生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の創出	①観るスポーツ・アスリートにふれる機会の拡充 ②スポーツのある風景づくり ③家族・親子で楽しめるスポーツの促進 ④誰もが楽しめる機会の充実 ★1
	(2)ライフステージに応じたスポーツライフの形成	①子どもが楽しめるプログラム等の充実 ★2 ②若者から社会人向けのプログラム等の拡充 ③中高年向けのプログラム等の充実 ④高齢者向けのプログラム等の充実
2 継続するための取組 【つなぐ】 P.42~P.48	(1)気軽にできるスポーツの普及促進	①一人でもできるスポーツの促進 ②自宅のできるスポーツの促進 ★3
	(2)ステップアップできる機会の創出	①ステップアップするためのプログラム ②一人多種目スポーツの推進
3 既存資源の有効活用 【活かす】 P.49~P.57	(1)既存の施設や場の活用	①身近な公園などの活用 ★4 ②スポーツ関連施設の活用 ③地域の学校・民間企業等と連携
	(2)人的資源の活用	①教えることから始めるスポーツの促進 ②地域におけるスポーツの担い手づくりの充実 ★5 ③スポーツ功労者の表彰制度の創設
	(3)現行プログラムを活かした工夫	①スポーツ振興の視点からの把握と整理 ②様々な分野を組み合わせた機会等の充実 ★6
4 ライフスタイルの構築 【育む】 P.58~P.64	(1)スポーツを通じた健やかな成長	①スポーツのもつ魅力の発見 ★7 ②スポーツを通じた社会性の形成 ③仲間づくりの促進
	(2)スポーツによる地域の活性化	①スポーツによる地域の魅力づくり ②地域とのつながり・一体感の形成 ★8 ③安全・安心で元気な地域づくり
※基本方針を支える実現化方策		
実現化方策		
1 情報提供の充実 【伝える】 P.67~P.72	(1)市民ニーズの的確な把握・整理	①市民ニーズの把握 ②市民が有するスポーツ情報の収集・整理
	(2)スポーツの魅力伝える情報提供	①市民ニーズに応じた情報の整理・発信 ②誰にでも分かりやすい情報提供 ★9 ③市民どうしでの情報交換の仕組みづくり
2 連携づくり 【支える】 P.73~P.79	(1)横断的な連携	①市民による自主的な取組の促進 ②市役所内のネットワークづくり ③市、振興事業団、体協、関係機関等の連携 ★10
	(2)安心してスポーツを楽しむための支援	①スポーツ教室・人材の派遣制度の充実 ②スポーツ障害の予防・安全対策 ③スポーツ施設の適切な管理・運営

【スポーツ振興計画に関するお問い合わせ先】

武蔵野市教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課 スポーツ振興係

住所：〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28 電話：0422-60-1903（直通）

F A X：0422-51-9269（直通）

e-mail：sec-syougaku@city.musashino.lg.jp

武蔵野市スポーツ振興計画一部改定

(1) 改定の目的

平成 27 年 6 月より、平成 32 年開催の「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」及び平成 31 年日本開催の「ラグビーワールドカップ 2019」を見据えた教育委員会の取組みを検討し、これを武蔵野市スポーツ振興計画一部改定としてまとめました。

この計画では、平成 32（2020）年以降も見据えた教育委員会の取組みの方向性を示すとともに、その取組みについて記載しています。

(2) 改定後の計画期間

現計画に第 5 章として追加し、一部改定後の計画期間を平成 28 年 4 月から東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の翌年度となる平成 33 年度までとしました。

(3) 検討経過

- ① 検討会議を平成 27 年 6 月 10 日から 12 月 15 日まで 6 回開催
- ② 「武蔵野市スポーツについてのアンケート調査」を平成 27 年 8 月に実施
- ③ 現計画の個別事業についての実績と成果を関係各課への調査を実施し現計画の中間評価を実施
- ④ 平成 27 年 11 月 15 日号市報にて計画案の公表及びパブリックコメントの実施
パブリックコメント実施期間 平成 27 年 11 月 13 日（金）～11 月 30 日（月）
コメント件数 21 件
- ⑤ 武蔵野市スポーツ振興計画（平成 21 年 4 月）策定委員による評価
評価者： 本村清人公益財団法人日本学校体育研究連合会会長（策定委員会委員長）、
河上一雄武蔵野市体育協会会長（策定委員会副委員長）
和田明子武蔵野市スポーツ推進委員協議会会長（策定委員会委員）
- ⑥ 平成 28 年第 2 回教育委員会定例会にて議決

(4) 改定計画に示した主な取組み

- ① スポーツの振興・啓発（体験の充実／観るスポーツの充実・大会誘致 等）
- ② 学校教育との連携（運動習慣の定着と体力向上を目的とした教育活動の充実 等）
- ③ 生涯学習事業との連携（スポーツの魅力を伝える生涯学習プログラムの提供）
- ④ 障害者スポーツの推進（障害者がスポーツを楽しめる機会の充実 等）
- ⑤ 体育施設の改修・整備（総合体育館、陸上競技場の改修 等）
- ⑥ 他部門との連携（文化施策との連動、ホストタウンの取組み 等）

(5) 改定時期

平成 28 年 4 月 1 日

1 | 計画の位置づけ

計画策定の背景

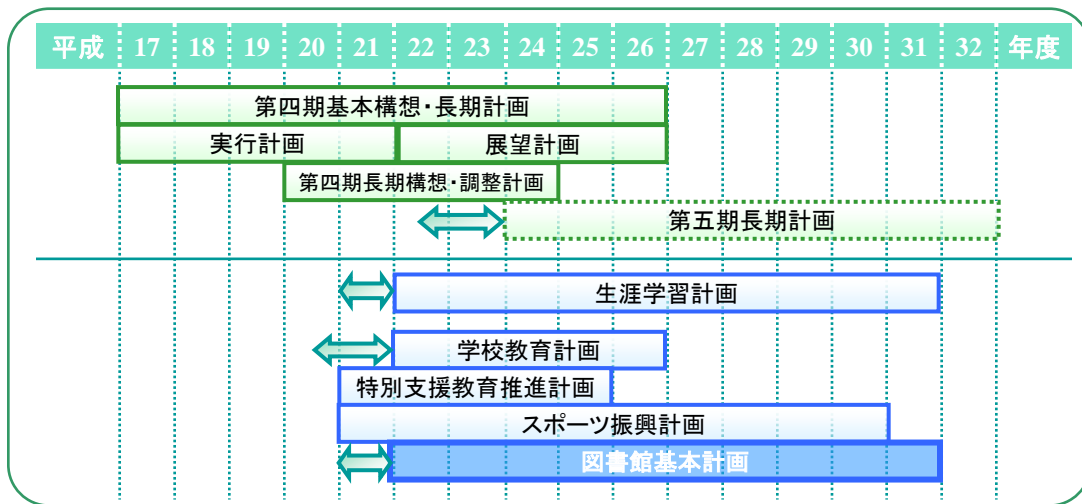
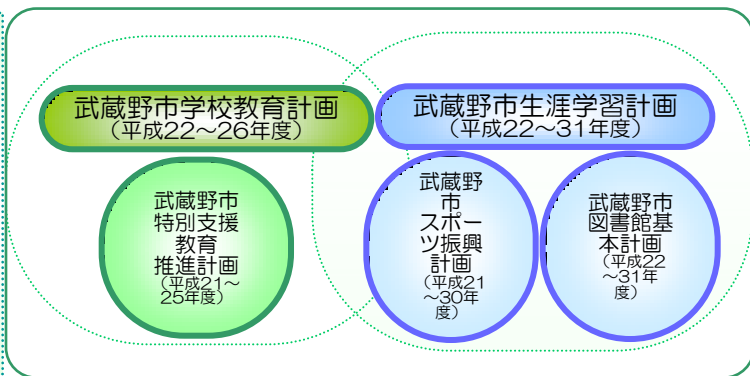
平成23年度の武蔵野プレイス開設にあたり、中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野プレイスの3館を核とし、既存の公共施設との連携を図りつつ、市内全域へサービスが行きわたるような図書館運営が求められています。また、情報化の進展や市民活動の発展、超高齢社会の到来による生涯学習機会のニーズの高まりなどといった、社会環境の変化の中で、図書館サービスに求められる役割は多様化しています。

こうした社会環境に見合った図書館運営を効率的・効果的に展開するとともに、相応しいサービスを展開するため、武蔵野市立図書館のあるべき姿を描くと同時に、その実現に向けて必要な施策を網羅的・体系的に整理することを目的として、「武蔵野市図書館基本計画」を策定することとしました。

計画の位置づけ・計画期間

本計画は、教育・文化行政推進のための基本計画の一つとして策定されている「生涯学習計画」の図書館部分について整理した個別計画として位置づけられており、武蔵野市立図書館3館が今後取り組むべき内容について網羅的に整理したものです。

本計画の計画期間は、平成22～31年度までの10年間とします。今後、教育委員会の基本方針や第五期長期計画に反映していくとともに必要に応じて計画期間中に見直しを行います。



※  は計画策定期間。ただし、第五期長期計画については予定。

計画の構成

本計画は、第1章で計画の位置づけについて整理した後、第2章で武蔵野市立図書館を取り巻く現状と課題について整理し、第3章では、武蔵野市立図書館が目指す10年後の将来像を明確にし、将来像の実現に向けた取組み内容について項目ごとに記載しています。

本概要版ではこのうち、将来像と取組の概要等を中心に記載しています。

第1章 計画の位置づけ	・本計画策定の背景や計画の位置づけ・計画期間等について記載
第2章 武蔵野市立図書館を取り巻く現状と課題	・図書館政策に関連する動向や、武蔵野市の地域特性、図書館施設や図書館サービスの現状を概括し、解決すべき課題を明確化
第3章 基本方針	・武蔵野市立図書館が目指す将来像を記載
第4章 実施計画	・将来像を実現するための取組み内容を記載
第5章 計画の実現に向けて	・計画の見直しや進行管理のあり方を記載

これまでの図書館は、いわゆる貸出サービスを中心とした取組みが主となってきました。その結果として、図書館本来の機能を十分果たせなくなっていました。

貸出サービスがこれからも必要であることは変わりませんが、図書館がより市民や利用者にとって役に立つ機関であるためには、図書館の持つ多様な情報を活用して、市民の課題解決を支援するとともに、生涯学習に役立つ多様な情報提供を行っていくことが求められています。

本計画では、市民活動が活発であるといった本市の特色や、本市が有する様々な地域資源の存在を踏まえて、図書館の「力」や図書館資料の持つ「力」を引き出す方策について検討を進め、武蔵野市立図書館の将来像を設定しました。

(1) 図書や読書の大切さと喜びを実感出来、本のあるライフスタイルを提案・創造する図書館

インターネット等の情報通信技術の発達により、様々な情報を簡単に入手することが出来るようになった一方、大人も子どもも読書をする機会が減少し、読書を通じて知識を得ることも少なくなっています。あらためて、人と本が出会い、読書の楽しさや読書によって新たな知識を得る喜びを生み出す機会をつくるのが、図書館の役割として求められています。

武蔵野市立図書館では、いま一度図書館の原点に立ち返り、図書館が保有する様々な図書資料を活用し、読書の楽しさを実感出来る機会を積極的に提供するとともに、図書館以外の身近な場所でのサービス提供を進め、身近に本のある豊かなライフスタイルを提案する図書館を目指します。

(2) すべての人の学びを支援する図書館

地域特性上、様々な文化活動や学習の場を求めて、本市には市外から多くの方が訪れています。また、高齢化が進む中、「生きがいづくり」としての生涯学習の重要性が増しています。こうした中、世の中に氾濫している様々な情報から、正しい知識や必要な情報を入手し活用するための情報リテラシー能力を育むことが重要です。

武蔵野市立図書館では、必要な情報の収集はもとより、情報資源に的確にアクセスし必要な知識を得られるよう、図書館資料の活用方法を実際に「体験」しながら学ぶ機会を提供します。また、図書館の取組みを積極的に情報発信し、武蔵野市に住み、働き、学ぶすべての人の学びを支援する拠点となる図書館を目指します。

(3) 地域住民の課題解決を支援する図書館

これまで、日常生活において発生する様々な課題を解決するための糸口やそのための情報は、近隣に居住している人たちの中から入手出来、身近なところで解決することが出来ていました。しかし、地域のつながりが希薄になっていく中で、生活に根ざした地域の情報を簡単に入手することが難しくなっています。

武蔵野市立図書館では、図書館の保有する多様な資料を活用して、こうした生活課題の解決につながる情報を積極的に発信するとともに、必要に応じて行政窓口や専門機関との橋渡しをすることで、地域住民が生活情報や地域情報にアクセスしやすい環境を構築していきます。

(4) 人々が交流し文化を創造する地域拠点としての図書館

これまで、多くの情報が集まり人々が交流する「活動空間」としての図書館サービスを積極的に展開してきませんでした。しかし、市内には高校や大学が数多くあり、また多くのクリエイターが働き、居住するなど、多様な人々が活動の場を求めて集まるとともに、文化や情報を自ら生み出そうとする潜在的なエネルギーを持っています。

武蔵野市立図書館は、今後、こうしたエネルギーを活用し、図書館を訪れるすべての人々が、様々な知識や情報と出会い、また人々と交流し、新しい文化を創造していくための触媒の役割を果たす必要があると考えています。武蔵野市立図書館は、市民の知的な活動を育み、地域文化の創造を支援する図書館を目指します。



武蔵野市図書館では、「目指す将来像」を実現するために、図書館運営に関する項目として3つの基本施策を、図書館サービスに関する項目として5つの基本施策を設定し、それぞれ様々な施策・事業を展開していきます。

基本施策

施策

主な事業

 図書館運営に関する項目

1. 図書館施設・機能の充実

① 公共施設を利用した図書館機能の充実

・サービス窓口開設の検討／ブックポストの設置促進

② 既存施設の整備・改修

・計画的な図書館の修繕・改修の実施／書庫集密化の推進

③ 図書館業務システムの再構築

・新業務システムの導入によるサービス向上

2. 安心して利用出来る図書館環境の構築

① 利用者の安全性を高める施設の充実

・防犯カメラの増設／防火・防災対策の推進

② 個人情報とプライバシーの保護

・個人情報とプライバシーの保護の推進

③ 危機管理体制の構築

・危機管理マニュアルの作成

3. 質の高いサービスを支える体制整備

① 職員の人材育成

・人材育成にかかる計画の作成／継続的な人材育成の実施

② 施設の管理・運営形態

・開館日及び開館時間延長の検討

③ 評価システムの構築

・具体的な評価内容および評価方法の検討／評価体制の構築

 図書館サービスに関する項目

4. 地域の情報拠点としての情報蓄積

① 多様な情報資料の蓄積

1) 一般図書

・地域特性や施設規模を生かした選書／電子図書の活用検討

2) 逐次刊行物(新聞・雑誌等)

・逐次刊行物の継続的な収集・整備

3) 視聴覚資料(CD・ビデオ・DVD等)

・視聴覚資料の継続的な収集・整備／DVDの貸出サービスの実施

4) 児童・ヤングアダルト(青少年)資料

・児童資料の継続的な収集・整備／学校教育を支援する資料の収集・整備

5) 郷土・行政資料

・郷土・行政資料の網羅的な収集／行政資料の検索の効率化

6) 障害者サービス資料(録音・点字図書)

・録音図書の収集・整備／点字図書の提供方法の検討

② 市民や地域の蔵書の有効活用と資料のリサイクル

・図書交流センター事業のPR／図書交流センターを活用した資料のリサイクル

5. 市民や関係機関と連携したサービスの充実

① 市民との協働

・多様な分野での市民ボランティアや市民団体との協働の推進

② 他の図書館施設、行政部局との連携・協力

・大学図書館・専門図書館との連携の推進

③ その他の機関との連携・協力

・市内文化施設や他機関との連携によるサービス提供の検討

④ 学校との連携・協力

・学校連携用の資料の充実／学校図書館との各種ネットワークの構築

6. 図書館の活用と情報収集の支援

① 貸出・閲覧サービスの利便性の向上

・市外利用者のサービス内容の見直し

② 本に親しめる環境の整備

・子ども読書活動推進計画の策定

③ 市民活動支援機能の充実

・市民活動団体に対する支援／市民活動情報の収集と提供

7. 市民の学びと課題解決の支援

① レファレンス・サービスの充実

1) 利用者サービス

・レファレンス・サービスの向上／調査力向上のための講座開催

2) 受付体制の整備

・本の案内体制の充実／レファレンス窓口の職員体制の充実

3) 各館の役割分担

・各種レファレンスコンテンツの提供／職員に対する継続的な研修の実施(再掲)

② 学びを支える情報の収集、提供、発信

・外部データベースや地域アーカイブシステム等を活用した学習活動の支援

③ 課題解決の支援

・図書館資料の検索性の向上／レフェラルサービスの検討

8. 利用対象者別の図書館サービスの充実

① 一般利用者向けサービスの充実

・課題解決の支援(再掲)／ブックポストの設置促進(再掲)

② 児童サービスの充実

・ブックスタート事業の継続的な実施／実体験を通じた学びのための講座等の開催

③ ヤングアダルト向けサービスの充実

・図書館資料の活用の促進／学習・閲覧スペースの提供

④ シニア利用者に対するサービス

・シニア世代の生涯学習の支援／市民ボランティアとしての協働の検討

⑤ 来館、利用困難者に対する利便性向上

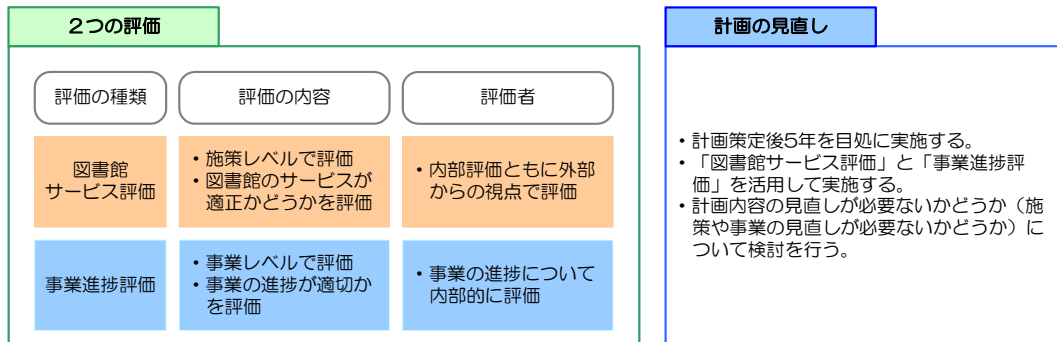
・外国人向けサービスの拡充／録音図書の収集・整備(再掲)

計画の進捗管理

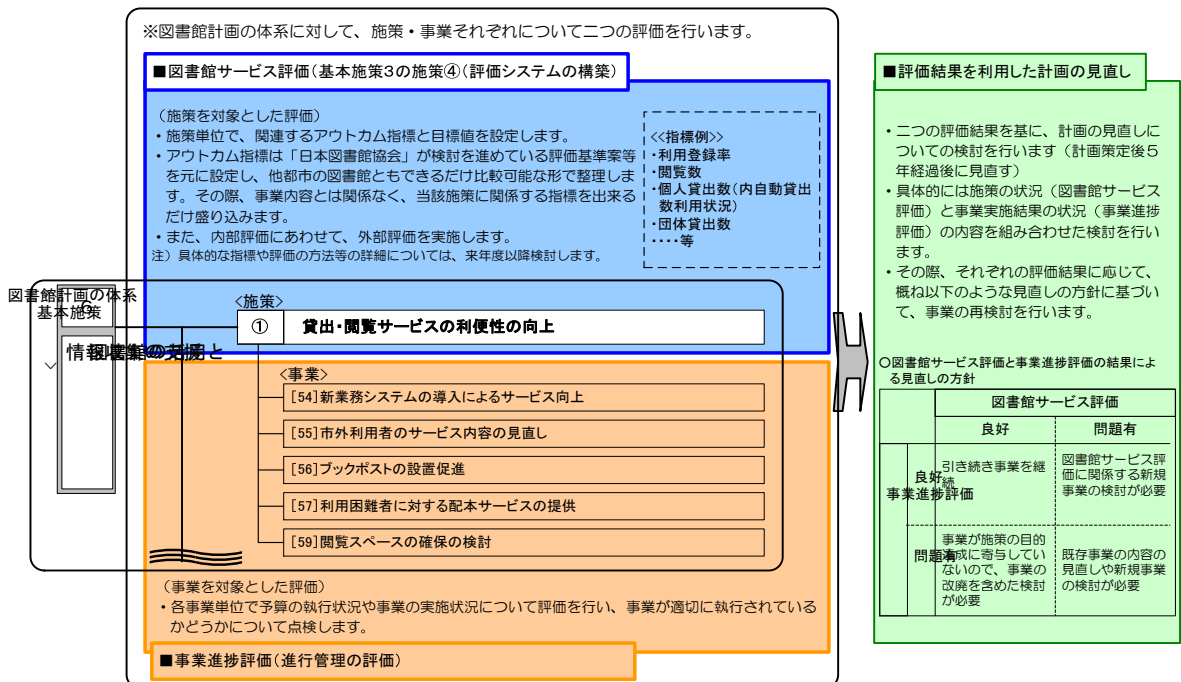
図書館サービスが適切であるかを評価するとともに、本計画に示された各種事業が適切に実施されているかについて定期的にチェックを行うための事業進捗評価もあわせて実施します。

図書館サービス評価は、「3施策体系」で示した「施策」を対象として、図書館が提供している様々なサービスが、客観的な成果指標や外部の視点からどの程度充実しているか、想定している効果をあげているかについて評価します。これに対して、事業進捗評価は、本計画の「事業」を対象として、事業が計画通りに実施されているかについて内部的に評価を行います。さらに、こうした2つの評価を活用して、計画実施後5年が経過した段階で、十分なサービスが提供出来ていなかったり、事業の進捗が思わしくないなどの問題点を勘案した上で、必要に応じて計画内容(事業内容)の見直しを行います。

2つの評価の評価結果を活用した計画の見直し



2つの評価の評価結果を活用した計画の見直しの具体的なイメージ



網羅的・効果的な施策を支える組織の構築

本計画に示された施策は互いに密接に関連しているため、将来像に示した図書館像を達成し、魅力ある豊かな図書館サービスを提供するには、それぞれの施策を網羅的に実施していくことが必要です。

しかしながら、限られた財源と人的資源の中で、すべての施策を網羅的に実施していくためには、既存の業務の効率化、省力化を図る必要があります。

事業を効率的・効果的に実施するための取組として、新しい図書館システムの導入や市民や企業、その他の関係機関との効果的な連携等により、事業の効率的・効果的な実施を進めていくとともに、すべての施策を網羅的に実施するための体制を構築していきます。